

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年7月20日（金）17:00～17:38
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	岸 博幸	慶應義塾大学院大学メディアデザイン研究科教授

<提案者>

鈴木 康友	浜松市長
内藤 伸二郎	浜松市企画調整部長
山下 昭一	浜松市市民部長
山下 文彦	浜松市産業部（農林水産担当）担当部長
岡安 章宏	浜松市市民部次長兼市民協働・地域政策課長
袴田 雄三	浜松市産業部林業振興課長

<事務局>

村上 敬亮	内閣府地方創生推進事務局審議官
蓮井 智哉	内閣府地方創生推進事務局参事官
久保 賢太郎	内閣府政策参与

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 「国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区」のご提案について
 - 3 閉会
-

○蓮井参事官 お待たせしました。それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開催したいと思います。

1 コマ目でございますが、浜松市から、「国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区」の御提案、新規提案と既存の規制改革事項の活用ということにつきまして、よろしく願いいたします。

八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 お忙しいところ、お越しくださいますて、ありがとうございます。

早速、御提案の御説明をお願いしたいと思います。

○鈴木市長 それでは、よろしくお願いいたします。浜松市長の鈴木康友でございます。

本市が提案をいたしております「国土縮図型都市における多彩なフィールド活用特区」につきまして、概要と前回のヒアリングから追加をいたしました規制改革の内容について、本日は御説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きいただきまして、まず、浜松市でございますけれども、平成17年に県西部の12市町村が合併いたしまして、大変大きな市としてスタートいたしまして、平成19年に政令指定都市に移行いたしました。

面積が1,558平方キロメートルということで、伊豆半島が1,421平方キロメートルですから、140平方キロメートルぐらい大きいのです。東大の都市工学の大西先生が、あらゆる日本の特徴が凝縮されている地域だということで、国土縮図型都市というふうに浜松市を表していただきまして、そういう意味では、非常に多彩なフィールドがあるというのが一つの特徴でございます。

もう一つの浜松の特徴といたしまして、県庁所在地でもない、大都市近郊でもない本当に一地方都市がここまで発展をして政令市になったのは、紛れもなく産業の力でございまして、浜松からホンダ、スズキ、ヤマハ、カワイといった世界的企業が生まれて、そうした産業力によって、ここまで成長してきた。それを支えたのが、我々は「やらまいか精神」と呼んでいますけれども、とにかくつべこべ言わずにやってみようという進取の気性があるということで、そうした地域特性を持っているということで、こうした特徴や特性を生かして、多種多様な実証実験を行っていきたいと思っております。

2 ページ目を見ていただきますと、本市が提案する内容につきましては、グローバル企業認定による外国人材の受入れ拡大等、四つの新規の規制改革提案と既存項目の活用となっております。

本日御説明をさせていただきます内容につきましては、新規の規制改革提案といたしまして、提案の3「中山間地域の活性化」の中の⑤森林経営計画の属地計画の区域要件の緩和と、⑥森林経営計画の属人計画の面積要件等の緩和、また既存項目で活用したい内容として、NPO法人の設立手続の簡素化など、五つの項目となっております。

3 ページ目をお開きいただきまして、まず、森林経営計画属地計画の区域要件の緩和と属人計画の面積要件の緩和でございますけれども、この目的は、民間企業や自伐林家に積極的に森林経営に参入していただきまして、森林整備を推進していくというところに狙いがございます。

現在、浜松市では六つの森林組合がございまして、そこが中心となって森林経営を実施しておりますけれども、森林経営計画のもとに森林整備が進んでいるエリアとそうでないエリアが混在しているというのが現状でございます。

一方、浜松市には、意欲のある民間企業や自伐林家もございますけれども、森林経営の参画がまだまだ不十分な状況でございます。これは、民間企業等が森林組合に比べまして、森林経営計画の策定要件を満たすことが現状は非常に困難であるということがございます。そのため、規制緩和によりまして、民間企業等が森林経営計画の策定を推進し、森林整備が遅れている地域等の森林経営に積極的に参画できる体制を構築していきたいと考えております。

具体的に、規制改革項目として、森林経営計画におけます属地計画の区域要件の緩和と属人計画の面積要件等の緩和を御提案いたします。属地計画の区域要件の緩和につきましては、現状、属地計画の区域計画を策定する場合、対象となる森林が、市町村が策定いたします森林整備計画に定められた区域におきまして、30ヘクタール以上必要であるという要件がございますけれども、私どもが提案する規制改革案は、一定区域内に縛られるというのを取っ払いまして、30ヘクタール以上であれば属地計画が策定できるとするものでございます。

また、属人計画の面積要件等の緩和につきましては、所有面積100ヘクタール以上を所有及び長期受託面積で50ヘクタール以上に緩和するとともに、属人計画を策定することができる者を森林所有者のみから森林所有者と森林経営管理法で示されております意欲と能力のある林業経営者に緩和するというものでございます。具体的に今浜松市の中で、地元民間企業が出資いたしまして、森林経営を行う新会社を設立しようという動きがございます。

そうした関係者からお話を伺いますと、新会社が新たな森林経営管理制度の担い手となって森林経営に取り組んでいくためには、森林経営計画の要件緩和が非常に重要であるという御意見をいただいているというのが、こうした規制緩和の提案の基になっております。

これは、規制改革が実現をすれば、森林組合と民間企業との競争が生まれて、森林所有者に森林施業の選択が広がっていくと思います。そして、既存の森林組合中心の体制が再編されて、民間企業等による森林経営計画の策定が進み、地域の森林整備が拡大することが期待できると思っております。

4 ページ、平成31年度の森林経営管理法の施行によりまして、森林管理システムの運用が始まることになっておりますが、この新たな森林管理システムの実効性を高めていくためには、規制改革により、本システム運用の鍵となる意欲と能力のある林業経営者の森林経営の参画を後押しする仕組みが必要であるということでございます。そのため、面積要件の緩和とともに、森林所有者だけではなくて、民間企業等の意欲と能力のある林業経営者が森林経営計画の属人計画を策定できるようにする規制改革が必要であると考えております。

こうした新たな森林管理システムと特区による規制緩和を融合させた浜松版の森林経営管理モデルが確立されれば、これを全国に横展開していけるのではないかと考えております。

新規の提案は以上でございます。既存項目で活用したい内容が書かれておりますけれど

も、お時間もございますので、9ページの項目について御説明したいと思います。

これはテレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例でございます。現在、実は、浜松市でイームズラボというベンチャー企業と浜松医科大学と浜松市役所の三者で、浜松の中山間地域、具体的には佐久間というところに佐久間病院という基幹病院があるのですけれども、そこと遠隔の診療所を結んで、ドローンで医薬品を運ぶという実証実験をしております、これがもう実験から実用化の目途が付きまして、今実用化に向けた準備をしているところでございます。

これが軌道に乗れば、今度は診療所ではなくて、個人のところへドローンで医薬品を届けるというところに拡大をしていきたいと思っておりますけれども、そのときに一つ課題となるのが、今テレビ電話等による服薬指導はできないということがネックになりますので、そこが規制緩和できれば、ドローンによって個人宅に薬を届けて、そしてテレビ電話等によって服薬指導すれば、移動に困る中山間地域の高齢者などがわざわざ病院や診療所へ行かなくても、そうした医療を受けることができますので、私どもは是非取り組んでいきたいと思っております。

提案は以上でございますけれども、浜松はこれまでもかなり他の自治体の先駆けとなるような様々な取組をしてきたという自負がございます。最近では、国の意向を受けまして、日本で初めて下水道事業にコンセッションを導入して、4月からスタートさせておりまして、今それを水道にも適用拡大しようという検討をしております。

先ほど言ったように、我々は「やрмаいか精神」でどんどん新しいことにチャレンジしていくという気風がございますので、是非こうした国家戦略特区に同意をいただければ、規制改革にチャレンジをして、もちろん我々の地域の発展にもつなげてまいりますけれども、国の課題解決をリードしていけるのではないかと確信をしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、私からの説明とさせていただきます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方からの御質問を受ける前に、私のほうから簡単な御質問をしたいと思っております。先ほどの中山間地域の活性化に関しての属地計画の区域要件の緩和ですけれども、つまるところは、30ヘクタールというところは変えないで、市町村が定める一定区域内という条件を変えようというわけですか。

○鈴木市長 これを取っ払うというものです。

○八田座長 市ならば、簡単に取っ払えるのではないですか。

○鈴木市長 大体5年に1度、市森林整備計画の区域を見直しますけれども、例えば、新しく始業しようという民間企業が現れて、そのエリア外でやるというときに、そこだけまた区域を広げようというのが現実的には対応がなかなか難しいということで、そういうものを取っ払って、面積要件だけにしていただければ、5年に1度の見直しを待たずしてもどんどん進められるというのがこの規制緩和の目的でございます。

○八田座長 分かりましたけれども、5年に1度というのは規制か法律で決まっているのですか。

○袴田課長 区域計画の区域については、市の森林整備計画に定められておりまして、5年に1度ぐらいの見直しを図っていこうと考えております。

この区域計画については、全国の市町村の状況によってかなり事情が違ってきておりまして、浜松の場合は、現在55に分けて区域を設定しています。それをどの時点で見直すかということもありますけれども、一つの区域以外でも30ヘクタール以上あれば区域計画を策定できるよう、この面積要件を緩和していただければ、もっとこの経営計画が進むのではないかとということで提案をしております。

○八田座長 とにかく自由化することには賛成なのですから、私が規制側の立場に立てば、そんなに重要ならば、自分のところの市でやってくださいよと思うだろうと思うのです。わざわざ国の制度のほうを変えてしまう必要はないのではないかとこのところ思うので、それについては後で一つ意見を伺いたい。

もう一つ、属人計画のほうも、所有者のみから外すというので大変いいと思うのですが、では、森林所有者はどうなってしまうのだろうと。彼らの意見なり見解は、どのように了解を取るか。そこでの利害調整はどのようにするのでしょうかということです。

○山下担当部長 実際に浜松の場合で申し上げますと、100ヘクタール以上持っている所有者は全体の1%ぐらいの数でございます。今浜松におきまして、属人計画で言いますと、森林組合等で8計画、民間で4計画あるのですけれども、そこが実際にはなかなか進まない状況もございます。

今実際に所有者等の意見を聞いているわけではないのですけれども、この提案を上げるに当たっては、森林組合等に御意見を聞いていて、それについては特に問題ないということであったりとか、森林組合としての事務軽減にもつながるということであったりとか、これをやることによって、持続可能な森林管理が継続できる体制作り資するという御意見をいただいているところでございます。

○八田座長 これは森林所有者の意見は尊重するのですか。それとも、どこにいるか分からないような所有者もいるかもしれないから、いざとなったら無視して計画を実現できるようにしようということなのですか。

○山下担当部長 無視するということはないと思いますけれども、先ほど100ヘクタール以上は全体の1%と申し上げましたが、実際には20ヘクタール以下の所有者が全体の80%という状況でありますので、そういうところから判断していければと。

○八田座長 分かりました。所有者を無視はしないのですね。要するに、100ヘクタール以上というのは外しましょうという話ですね。

○山下担当部長 それで民間経営者の方が参入しやすくなるようにしていきたいと思っています。

○八田座長 こちらのほうはよく分かりました。

前者については疑問が残りますけれども、まず、委員の方から御質問はございませんか。
○村上審議官 前段で一言だけ。属地要件のほうは、区域の縛りというのは要するに、隣接しているエリアで30ヘクタールためなければいけないという林野庁側の基準の運用が裏にあって、区域要件を外してくれというお話だったのかなと思っていたのですけれども、隣接しているところで集めなければいけないのではなくて、区域の縛りは市の分権で自由に決められるのでしたか。すみませんが、そこだけお願いします。

○山下担当部長 今うちが想定しているのは、確かに市が区域を決めているのですけれども、合併して大きな市になったのですが、ほとんど旧集落単位などで区域が作られております。

元々林班計画から区域計画に広げられた経緯があると思いますけれども、区域はあるのですが、実際の森林自体が区域をまたいでいるということがありますので、今その区域だけで区切られてしまうと、実際に地続きで森林の一固まりがある部分についても手が付けられないというところでございまして、特に隣接区域も含めてそこら辺が緩和されれば、この属地計画において非常にやりやすくなるなということでございます。

○八田座長 要するに、市の定めている一定区域を昔から踏襲しているので、それを変えるのは簡単ではないよと。広げて区画し直せばいいような気もするけれども、それはないと。

○山下担当部長 今までの旧市町村や、旧部落というか集落単位で括られておりますので、そこを解体するというよりは、区域要件を緩和していただければということです。

○八田座長 分かりました。ということは、一定区域というのは、森林の観点から決めた森林計画のための区域ではなくて、色々なことに使う区域なのですね。

○山下担当部長 浜松市でその区域を定めたときには、集落単位で区域を55個作ったということでございます。

○八田座長 分かりました。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 八田座長の御質問が私はまだ分かっていないのですけれども、森林所有者のみから森林所有者と森林経営管理法に係る意欲と能力のある林業経営者に緩和という部分がまだ分かっていなくて、面積要件を変えるというのはそのとおりで、それはいいことだと思うのですけれども、森林所有者と林業経営者に緩和をするということは、林業経営者のみでも経営計画を立てることができるということでしょうか。

○山下担当部長 そうでございます。

○中川委員 その場合に、いずれはその森林所有者の同意がないと何もできないように私は思うのですけれども、だとすれば、どうせ森林所有者の同意が関わってくるのであれば、森林所有者が策定する者として定められていれば、実態上何も困らないようにも思うのですけれども。

○山下担当部長 先ほど申しましたように、今の属人計画で言いますと、所有者1人で100

ヘクタール以上持っていないと属人計画としての計画が立てられない。100ヘクタール以上は1%ぐらいしかいないという中で、例えば、10ヘクタールしか持っていない所有者何人かから林業経営者が受託して、その人たちが計画を立てていくことがこの規制緩和によってできるのではないということでございます。

○中川委員 5人の所有者から私が受託して経営をするときに、動かすためには、多分5人の所有者の方に私が立てた経営計画に同意いただくことが必要になると思うのですけれども、そうであれば、5人の所有者が立てた林業経営計画ということにすればよろしいのかなと思ったのですけれども、そうではないのですか。

○山下担当部長 実際には、今ここで想定しているのは10ヘクタールずつの森林を所有する方が5人いらっしゃるとして、もちろん林業経営者に委ねられないと、このことは進まないと思うのですけれども、委ねられた林業経営者がその経営計画を一体的に立てればいいのではないかという考え方であります。

○鈴木市長 でも、能力の問題があるね。

○山下担当部長 元々、今回の森林経営管理法は、なかなか山林が荒廃している中で、所有者も山を管理し切れないというところがありまして、森林所有者と色々ヒアリングをしながら、市町村で管理する森林を集約した上で、意欲ある林業経営者に受託する、委ねるという制度です。

○八田座長 ということは、100ヘクタール要件は外して、所有者、あるいは所有者が委託する森林経営者というようなことで、あくまで所有者自身ができる場合にはやってもらったらいけれども、できない場合には、その人たちから委託された経営者がやるという意味ですね。

○山下担当部長 そうです。

○鈴木市長 現実には、経営能力がある所有者ばかりではないので、100ヘクタール、200ヘクタール持っている大規模所有者ではなくて、小さな規模で持っている人たちから受託して、経営能力のある人たちが、それをきちんと施業していくというのがこの味噌になります。

○山下担当部長 それと、自伐林家は所有者の中でも、今50ヘクタールぐらい所有をしていて、立派な経営をされているところもあるものですから、それも50ヘクタールという一つの基準として考えました。

○八田座長 それは50ヘクタールという基準は要るのですか。

○山下担当部長 一応経営として成り立つための最低面積としては、50ヘクタールだろうといううちの判断です。

○八田座長 要するに、今のところは全部寄せ集めて50ヘクタールになればいいよということ。

○山下担当部長 寄せ集めでもいいし、50ヘクタールまとめてでもいいということです。

○八田座長 よろしいですか。

原座長代理、どうぞ。

○原座長代理 大変ありがとうございました。

市長がおっしゃったとおり、「やрмаいか精神」でこれまでも大変積極的な御提案を過去にもいただいております、誠にありがたく思っております。

特にお話をいただいた中で、水道コンセッションや森林コンセッションにも前向きにお取組をされていて、大変素晴らしいことだと思っております。もし、コンセッションと国家戦略特区を組み合わせ、より新しいモデルを作れるようなことがあれば、これは是非後押しをさせていただきたいと思っております。

今日のお話の面積要件のところなどがどれくらいのインパクトを持つのか、必ずしも私は理解し切れませんでしたけれども、森林だけでなく水道なども含めて、今後引き続き御相談していければと思いました。

それから、今日は新規の提案のところを中心にお話をいただきましたが、元々、グローバル企業認定による外国人材の受入れやサンドボックスの活用など、いくつかの御提案をいただいております。岩盤規制や国家戦略の観点で考えたときに、これから極めて重要なテーマが外国人材の問題だと思えます。また、浜松市はこれまで地域として受入れについて成功されてきているという評価を国内多くで得ていると思いますので、是非そういった延長上で、この御提案についても具体化を進めていただければと思います。

一点だけ御質問で、これは私の記憶違いであれば申し訳ないのですが、ライドシェアについては、浜松市では御検討はされていませんでしたでしょうか。もし抜けていたらと。

○鈴木市長 少々お待ちください。NP0タクシーの記載があるページを確認します。

○内藤部長 22ページです。

○原座長代理 22ページのところですね。失礼しました。私が見落とししました。

○鈴木市長 詳細資料の22ページに載せてあるのですけれども、私どもは元々中山間地域でNP0タクシーを運営しておりますが、それを拡大しまして、観光客などにも利用可能にしていこうということと、運転手の年齢要件の緩和など、対象地域も広げていって、是非これを拡大したいと考えております。

○原座長代理 失礼しました。

○八田座長 これはタクシー事業者ではなくて、NP0でやろうということですか。

○鈴木市長 現在、佐久間地区というところと、そのモデルを見習って春野というところで同じようなNP0タクシーが始まっていますけれども、これは地域の皆さんにNP0団体を作っていただきまして、そこが自主運営するということで、これまでは主に地域の高齢者の足として使われていたのですけれども、私どもが提案をしまして、それだけではなくて、今は専用車なのでも、自分たちの自家用車を使って、地域の高齢者だけではなくて、観光客も含めてもっと利用拡大を図っていこうではないかという提案をしているところでございます。

○原座長代理 これも多くの自治体で取組がなかなか進まない岩盤規制の項目でございま

すので、もし、浜松市で進めていただければ、お願いいたします。

○鈴木市長　今もう既にベースがありますので、これは是非取り組んでいきたいと思っています。

○八田座長　岸委員は何かありますか。よろしいですか。

事務局からはございますか。

それでは、今日はどうもありがとうございました。今のを大体まとめますと、既存項目についてはライドシェアの今の御提案、それから服薬指導について、ドローンも活用しながらやりたいという2点が非常に大きな項目で、森林に関しては、基本的には今自ら所有している100ヘクタールをとにかく規模を小さくして50ヘクタールにし、それは単一の所有者でなくてもよいということにし、さらに単一の所有者でもいいのだけれども、そうでなくてもいいということにし、そしてそれを委託する森林経営者が指定されて、受け持つということが可能であると。

それから、一定区域内という点についても、これから役所との交渉も色々あるでしょうし、向こうがどう言うかということもあるけれども、できれば一定区域内ということを外してやれば、非常に楽になる。森林のためだけに簡単に区域を変えるわけにもいかない事情がある。大体そういうことでよろしいでしょうか。

○鈴木市長　はい。

○八田座長　それでは、どうもありがとうございました。